

# 「三位一体改革」後における高校職業教育の財政問題に関する実証的研究

## An empirical study on financial issue of vocational education for upper secondary level after the reform of The Three Major Policies

佐藤 史人

Fumito SATO

(和歌山大学教育学部技術教育)

2012年10月17日受理

### Abstract

Reform of the Three Major Policies under the Koizumi administration made the system of finance for vocational education in upper secondary level. Therefore, All prefectures and government ordinance cities get independence lights of purpose for spending for fee of vocational education. In this study I investigated some local self-governing bodies and solved some feature. And I tried to found out a few meaning of this reform in administrative and financial system for vocational education.

#### 1. 研究開始当初の背景

産業教育振興法(1951年法律第228号、以下産振法とする。)は、産業教育の振興を目指し、職業教育行財政制度の根拠となってきた。技術教育や職業教育は、その性質上施設・設備の整備が教育内容・方法、さらにいえば授業内容そのものに直接影響するので、これを蔑ろにして教育の成果や効果を高めることは不可能である。

産振法の前身である「実業教育費国庫補助法」(1894年法律第21号、以下実法とする。)は、戦前の実業教育費への国庫補助制度を規定していた。両者の国庫補助の制度の相違は、例えば実法が工業教育を中心としていたことや補助を受ける学校は同額の負担をすることなどが指摘できる\*1。更に補助対象の選定に根本的な相違が見られる。すなわち、実法では補助対象となる学校の選定や補助額、補助の内容などは文部省及び地方自治体の行政担当者によって審議決定された。これに対して、産振法では補助を受けたいとする地方自治体に対し、原則的には一律に補助をし、その補助方法も「基準」に照らして事務的に行うこととされた。この「基準」は文部省とは一線を画す中央産業教育審議会(以下、中産審とする。)で審議検討し、これに従って補助事業を進めることとした\*2。つまり実法では教育行政による恣意や偏りが国庫補助事業に反映するという問題点を産振法では克服できたと考えられる。

産振法による国庫補助は、中産審の議を経て政令で定められる「基準」に達していない施設・設備において、その基準にまでこれを高めようとする場合に所要経費の全部または一部を、これらの学校の設置者に対して、国が予算の範囲内で補助するものであった。

ところで、制定当初から産振法は財政制度の規定以外にも、産業教育に関する国並びに地方自治体の教育計画の策定(第3条第1項)とそれを司る中央及び地方産業教育審議会の設置(第11条)を規定している。各地方自治体はそれぞれの職業教育の状況を把握しつつ、目標を設定し、産業教育実施のための計画立案が必要になる。この営みはいわば教育の計画化であり、地方産業教育審議会制度の設立は地方自治体における産業教育の主体となることを目指していた。昨今の産振法改正によって地方自治体は独自の職業教育行財政を行わなければならない環境になりつつある。いわば今後は戦後における地方産業教育行財政の第2期を迎えることになるといえよう。地方分権の推進が国家的な課題となり、それに伴う職業教育行財政制度が変容する現代において、これを教育学研究として明確に分析する必要があると考える。

#### 2. 産業教育振興法をめぐる制度改革の動向

小泉政権下においていわゆる「三位一体の改革」によって、高校職業教育費へ国庫補助が廃止されるという劇的な法改正が2005年と2006年に断行された。この改革は地方分権を財政面で推進するという目的を持っており、産振法の改正による高校職業教育の条件整備についても、原則国庫補助を廃止し、同等の予算を地方交付金として地方自治体に交付するという形態に改めるものである。これによって地方自治体は独自の施策を執ることができるようになったといえる。これは同時に、この制度の下では交付金の使途は地方自治体の裁量とされるために、地方自治体によっては高校職業教育から他の教育費等へ転用される事態も引き起こ

しかねない。高校職業教育にとって現在は、財源縮小による危機ともなり得る重要な時期を迎えているといえよう。

産振法による職業教育行財政制度は、今回の三位一体の改革による政策・制度転換に至るまで、半世紀以上も継続された制度であった。教育現場、とりわけ高校職業学科等では、この制度の恩恵によって、戦後の物的教育条件整備が充実促進されたことは定説となっている\*3。しかし高校の教育現場や地方自治体の財政担当部署においては、今回の改革に着目しているようには思われない。それは、産振法による制度が常態化し関心が薄れていること、更に国庫補助を受けるにしても自治体の負担も当然必要であり、昨今の財政難では積極的に施設設備を充実させることができなくなっている地方財政の状況にも関係している。中央教育審議会初等中等教育分科会(第9回2003年9月)においても、今回の制度改革への教育現場の関心が薄いことは指摘されており、高校職業教育の当事者のひとつである全国高等学校長協会においても、改革に対する反応はほとんど見られなかった\*4。こうして産振法はその制定の中核的目的\*5であった国庫補助による財源確保する財政機能を廃止するという大きな改正をほとんど注目されないうまま行われた。

産振法の改正は地方分権の推進、すなわち地方における職業教育行財政の自立と独自性を担保することを目的としており、今後は各地方自治体の責任の基に固有の行財政が執行されなければならない。そこで、各地方自治体における職業教育に関する財政状況を調査することを通して、今回の産振法改正による制度改革の意義や今後の職業教育への影響を考察することは今後の高校職業教育の進展を期する上で基本的な作業の一つであると考えられる。具体的な方法としては、いくつかの事例を取り上げ、これまでの高校職業教育への支出の変遷を検討し、更に教育費予算の手続きなど行財政の仕組みについて検討する。

そこで本件研究では、高校職業教育の教育費の都道府県別の実態を調査することを通して、各県の行財政モデルの特徴を分析・検討し、更に「三位一体の改革」による地方分権化時代における教育行財政制度のあり方を解明することを目的としている。

### 3. 産振法改正による2つの制度改革

#### (1) 2005年改正

第1の制度改革は、「国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案」(2005年法律第23号)によって実施された。この法改正の対象は直接的には義務教育費国庫負担法等の法律であったが、産振法もこれに含まれていた。産振法では、第15条第1項第1号に補助対象として規定されていた「高等学校における産業教育のための実験実

習の施設又は設備」から「又は設備」が削除された。同様に同第2号の「中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備」から「又は設備」が削除された。このことによって設備に対する国庫補助規定の廃止という重大な改革が実施されたことになる。

法改正全体の趣旨は、国及び地方公共団体を通じた行財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、2005年度における暫定措置として公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担額を減額するほか、経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒について学用品等を給与する場合における国の補助対象を要保護者に限定する等、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図る必要がある、というものであった。

#### (2) 2006年改正

産振法の改正は具体的には「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案」(2006.3.31法律第18号)として実施された。この法改正の対象も直接的には義務教育費国庫負担法等の法律であったので、産振法の改正も同時行われたことに気づきにくい状況にあった。

この改正によって、公立高校の産業教育における「実験実習」に要する「施設」に対する国庫補助規定も削除されたことになる。ただし、今回も私立高校への補助規定は変わらない。以上の2回の法改正によって、高校職業教育における教育条件整備の財政基盤となっていた産振法による財政補助規定は「施設」「設備」とも廃止され、唯一中学校と共同して使用する「施設」のみが補助対象として残ったことになる\*6。すなわち公立高校の財源はほぼ地方自治体へとゆだねられることとなった。このことによって、施設に対する国庫補助規定の廃止というさらに重大な改革が実施されたことになる。

#### (3) 安全・安心な学校づくり交付金交付要綱による国庫補助

上記の産振法改正によって公立高校の施設設備に関する国庫補助制度は廃止された。これと入れ替わりに創設された制度として「安全・安心な学校づくり交付金」があり、その要綱(2006.7.13 18文科施第186号 文部科学大臣裁定)に従って、翌07年度当初から適用された。補助対象となる事業は「産業教育施設の整備」である。設備及び施設に対する補助を廃止した上記2つの制度改革によって地方自治体の負担は大きくなり、とりわけ建築物・特別装置・実習船等は高額であるので、直ちにこうした補助を廃止することはできなかったと考えられる。

#### 4. 和歌山県における産業教育費の支出状況

和歌山県についてはすでに拙稿\*7において報告しているが比較するために再掲する。

##### ①施設費

産振法による施設に対する国庫補助が廃止された2006年の改正前後の和歌山県の施設費は、2002年度一般施設としての南部高校果樹収納調整室建築工事のみであり、この総額は20,160千円であった。工事費の内訳は県費13,440千円、産振法による国庫補助費6,720千円であり、補助率は1/3であった。その後産振法改正までに国庫補助を受ける施設工事は和歌山県ではなかった。2007年度には一般施設として新翔高校実習棟建築工事があり、この総額は229,067千円であった。工事費の内訳は県費152,712千円、「安全・安心な学校づくり交付金事業」による国庫補助費76,355千円であり、補助率は1/3であった。以上の2事業については、国庫補助の根拠が変更されているものの、産業教育費への国庫補助は継続しており、補助率も変更がない。

##### ②設備費

産振法による設備に関する国庫補助が廃止された時期までを概観すると、事業費名は2006年度までは「国庫補助事業」、2007年度からは「交付金事業」となっている。補助率は改正前後ともほぼ1/3となっている。年度により総額は変動しており、これは国庫補助制度の改革によるものではなく、当該年度における設備整備の必要性または県の財政状況に由来しており、実質的には制度改革後も施設に関する事業は継続している。

#### 5. 愛知県における産業教育費の支出状況

##### ①施設費

産振法による施設に対する国庫補助が廃止された2006年の改正前後の愛知県の施設費は2004年度2件、総額77,198千円(事務費を含む。以下同様。)であった。これは鶴城丘高校の農業機械実習棟建設工事と産業教育施設建設工事である。補助率は1/3である。2005年度は6件であり、総額432,661千円であった。このうち4件は杏和高校・知多翔洋高校・海翔高校・常滑北高校に総合学科を設置することに伴う産業教育施設建設工事であり、その他は豊田東高校の産業教育施設建設工事と渥美農業高校の実験温室建設工事の2件であった。補助率はそれぞれ1/3である。

産振法改正後の2006年度は3件、総額1,035,459千円であった。このうち豊田東高校の産業教育施設建設工事は昨年度からの継続事業であったので、従来通り国庫補助による支出となった。その他は起工業高校の特別装置と三谷水産高校の実習船と常滑高校の特別装置であり、これらは国庫補助ではなく、初めての交付金からの支出となっている。国庫補助と交付金のいずれの場合も補助率は1/3となっている。2007年度は稲沢高校の堆肥製造装置・温度計の1件のみで、15,000

千円であった。2008年度は刈谷工業高校の自動制御実習装置・手持工具の1件のみで、10,499千円であった。補助率はそれぞれ1/3である。

産振法改正前後の愛知県における産業教育施設等への支出は、総額だけを見れば交付金制度へ移行した2006年度に最も多くなっている。しかし、2006年度の施設費の内訳は、以下の通りである。(単位千円)

豊田東高校	67,137
起工業高校	14,472
三谷水産高校	941,850
常滑高校	12,000

豊田東高校は継続事業により国庫補助であり、三谷水産高校は実習船なので、「安全・安心な学校づくり交付金事業」からの支出である。従って、当該年度の施設費のうち、県費からの支出に基づく事業は起工業高校と常滑高校の2件であり、総額はわずか26,472千円であったことがわかる。それ以前の2カ年との比較でも明らかに減額していることがわかる。2007年度以降は事業数の減少及び支出金の減額となっており、産業教育費の縮小が顕在化している。

##### ②設備費

同様に、産振法による設備に関する国庫補助が廃止された2006年の改正前後の愛知県の支出は以下の通りである。(単位千円、千以下は切り捨て。)

	歳出決算額
2004年度	119,878
	国庫補助事業 76,626 県単独事業43,252
2005年度	136,301
2006年度	78,622
2007年度	67,155
2008年度	67,543

事業費名は2004年度までは「国庫補助」事業及び「県単独」事業となっており、交付金制度になった2005年度以降は「県単独」事業となっている。2004年度の補助率は1/3となっているので、補助金を除く県費からの実際の支出は94,336千円と推定される。翌2005年度は増額しているが、2007年度以降は半減していることがわかる。

#### 6. 岐阜県における産業教育費の支出状況

岐阜県における施設費の実態は、表1：「岐阜県の特別装置整備計画」の通りである。2007年度から2011年度までの設備費が学校別に示されている。各年度の件数及び合計金額は、2007年度：9件・159,018千円、2008年度：8件・141,526千円、2009年度：8件・110,400千円、2010年度：7件・102,494千円、2011年度：6件・99,149千円である。この期間の総額は漸減しているが、件数も減っていることから、施設費への支出が特別に減っているとはいえない状況である。

産振法による施設に対する国庫補助が廃止された



表1 和歌山県の特別装置整備計画

学科名	No	学校名	学科	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		
				装置名	金額	装置名	金額	装置名	金額	装置名	金額	装置名	金額	
専門学科	1	岐阜商業	商業	総合実践実装	11,699	H7								
	2	岐阜工業	工業	数値制御実装	22,568	S63								
	3	岐阜城北	生活産業											
	4	岐阜各務野	商業	新機	22,757									
	5	岐阜農林	農業											
	6	岐阜工業	工業	電子制御実装			H7	14,968	化学実習装置	S44	16,200	電子計算組織	H11	14,372
	7	岐阜商業	商業											
	8	大垣商業	商業	食品製造実装	12,163	H7	H4	12,000						
	9	大垣工業	工業	電子制御実装	22,568	S62								
	10	大垣工業	工業	数値制御実装										
	11	大垣工業	工業	数値制御実装										
	12	海津明誠	商業				H2	23,342						
	13	郡上	商業											
	14	武蔵	商業											
	15	関有知	生活産業											
	16	加茂農林	農業				H元	22,669						
	17	東濃実業	商業				H7	14,762						
	18	可児工業	工業											
	19	多治見工業	工業	自動設計実装	11,027	H4								
	20	瑞浪	生活産業											
	21	土岐商業	商業											
	22	恵那農業	農業											
	23	明智商業	商業											
	24	中津商業	商業											
	25	中津川工業	工業											
	26	坂下	生活産業											
	27	益田清風	商業											
	28	飛騨高山 (岡本校舎)	商業											
29	高山工業	工業	数値制御実装	22,568	S63									
1	岐阜総合		数値制御実装	22,568	S63									
2	岐阜城北													
3	大垣実老													
4	郡上													
5	土岐紅陵													
6	明智商業		介護実装	11,100	新機									
7	益田清風													
8	飛騨神岡													
装置数 / 総合計 (千円)				9	159,018	8	141,526	8	110,400	7	102,494	6	99,149	

表2 静岡県内の特別計画中期整備計画

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
学校名	7-7フィック実装 20,640	電子計 20,640	電子計 20,640	電子計 20,640	電子計 20,640
明智商業					
中津商業					
中津川工業					
坂下女子					
益田					
高山					
榎木農林					
高山工業					
計	291,840	466,530	495,180	570,540	528,300
岐阜総合学園					
郡上(併合)					
土岐紅陵					
飛騨神岡					
計	129,240	136,920	40,320	-	-
岐阜工業					
計	421,080	603,450	580,500	611,040	547,800

\*長期計画は、時代の変化に対応するため、導入設備の途中見直しを行うこともある。

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
学校名	7-7フィック実装 20,640	電子計 20,640	電子計 20,640	電子計 20,640	電子計 20,640
岐阜商業					
岐阜工業					
岐阜西工業					
岐阜三田					
岐阜女子商業					
本巣					
岐阜農林					
岐阜工業					
揖斐					
大垣商業					
大垣商業					
大垣工業					
大垣工業					
養老女子商業					
海津北					
郡上					
武豊					
中津					
加茂商業					
東濃実業					
可児工業					
多治見工業					
瑞浪					
土岐商業					
恵那商業					

2006年の改正前の実態が不明であるので、産振法改正の直接の影響は分からないが、同県教育委員会学校支援課の担当者によれば、制度改革期に変化はないとの事であった。岐阜県では、高校職業教育に必要な費用を「産業教育振興費」とし、その中に「施設整備費」及び「設備充実費」の費目が設けられている。例えば2009年度の「産業教育振興費」の総額は220,370千円、その内「施設整備費」は214,602千円、「設備充実費」は5,768千円であった\*8。この他に「科学教育等振興費」24,354千円等を含んで「教育振興費」となっている。「教育振興費」への財源内訳には「国庫支出金」48,977千円及び「一般財源」189,979千円とある。2009年度現在では産業教育関係に対する財源は一般財源化されているはずであるが、費目として残っており、担当者も「現在でも国庫からの補助がある」（調査時2009年10月）と語っている。担当者も制度改革の内容や財源の切り替わりについて正確に認識しているとはいえない状況であった。しかし、このことは制度が変更されても岐阜県においてはこれまで通り高校職業教育に一定額の支出をしており、施設の整備が保証されている実態を示している。

具体的な施設の整備状況については以下の通りである。(単位千円)

・2007年度

岐阜商業	総合実践実装	11,699
岐阜工業	数値制御実装	22,568
岐阜各務野	数値制御実装	22,757
大垣商業	電子計算組織	12,163
大垣工業	数値制御実装	22,658
多治見工業	自動設計製図実装	11,027
高山工業	数値制御工作実装	22,568
岐阜総合	数値制御工作実装	22,568
明智商業	介護実装	11,100
合計 9 件		総額159,018

・2008年度

岐阜農林	電子計算組織	14,968
大垣養老	食品製造実装	12,000
郡上	数値制御実装	23,342
加茂農林	数値制御実装	23,669
東濃実業	総合実践実装	14,762
中津商業	電子計算組織	15,468
飛驒高山		
(山田校舎)	数値制御実装	23,322
岐阜総合	システム技術実装	14,995
合計 8 件		総額141,526

・2009年度

岐阜工業	化学実習装置	16,200
大垣工業	科学実習装置	10,700
多治見工業	数値制御工作機	12,600
土岐商業	総合実践実装	15,500

恵那農業	電子計算組織	15,000
明智商業	総合実践実装	14,500
飛驒高山		
(山田校舎)	自動設計製図実装	11,400
郡上	電子計算組織	14,500
合計 8 件		総額110,400

・2010年度

岐阜商業	マーケティング実装	18,510
岐阜工業	電子計算組織	11,000
岐阜城北	家庭情報実装	11,000
岐阜農林	電子計算組織	16,000
揖斐	家庭情報処理装置	10,000
中津川工業	電子計算組織	17,133
飛驒高山	総合実践実装	18,851
合計 7 件		総額102,494

・2011年度

岐阜工業	電子計算組織	14,372
大垣商業	情報実務実装	23,501
加茂農林	電子計算組織	15,800
飛驒高山		
(岡本校舎)	家庭情報実装	15,000
高山工業	電子計算組織	19,476
土岐紅陵	電子計算組織	11,000
合計 6 件		総額99,149

岐阜県教委担当者によれば、以前から「施設整備費」と「設備充実費」に関して前年度に各学校に要求や意見を聞き、次年度の予算案に組み入れる仕組みであるという。それとは別に施設に関しては中・長期的な計画も立てられており、過去の計画が残されている。これからの予算の推移と比較することで岐阜県の高校職業教育への考え方や取り組みの実態が検証できよう。

岐阜県においては、施設、設備にそれぞれ県費からの支出と国から交付されて一般財源化した財源(当該県では国庫補助と考えている)からの支出が不明であるので、補助率も不明なので、今後調査する必要がある。また、設備に関する予算の推移についても具体的な数値を検証しなければならない。

## 7. まとめ

以上のような調査の結果から解明されたことは以下の通りである。

### ①今後の職業教育の展望

「三位一体の改革」の名の下に追求されたことは、財政の圧縮であった。二度にわたる産振法改正により、高校職業教育の物的条件整備に関する直接助成の制度が、あまり注目されないうちに廃止された。技術教育、職業教育は、その専門的な内容を実践するとすれば、実験・実習を伴うことは必然であり、これを実現する施設・設備、つまり物的条件整備はその本質に関わる重要事項といえる。ここには、技術教育、職業教育に



携わる者には看過できない問題が含まれている。学校教育において職業教育を実施できなければ、この教育・訓練機能を社会の何処かで実現することが必要であり、国や地方自治体はこうした展望を持つことが求められる。

またこの国庫補助の廃止は、施設・設備に関する全国的な財政補助「基準」の廃止をも同時に引き起こすことになる。都道府県では施設・設備への財政支出の際に、これまで通り高校職業教育の質を高めるための教育条件整備が目指されるか懸念される。

## ②国庫補助制度の根拠

実質的な財源制度として引き継がれた「安全・安心な学校づくり交付金制度」は「学校施設の耐震化の推進」を第一の目的として創設されており、産業教育への補助事業なども一部その対象となっている。産振法による制度に比べ「産業教育の推進」という趣旨が直接伝わりにくい。さらに「安全・安心な学校づくり交付金制度」には関連法令はあるにせよ、これは単なる文部科学大臣裁定に過ぎず、法律に基づく制度ではなくなった。財源確保の制度として見れば、これはその根拠が弱まってしまったといえよう。制度上は全く異なることに注意しなければならない。

## ③地方自治体における産業教育行財政の理念とシステム構築の必要性

「三位一体の改革」の趣旨は、地方分権の推進であり、地方自治の基盤のひとつである財源は、交付金によって保障し、その実施は地方自治体の責任によるものとされた。この趣旨に照らして考えれば、地方における職業教育行財政はそれぞれの事情や要求等に応じて、独自の理念や方針が必要であろうし、それを具現化するシステムが必要となる。

和歌山県の事例に見たように、現状では制度改革後も従前の仕組みを継承しているに過ぎず、独自の行財政が実現できているとはいえない。一方、愛知県では県産業教育審議会が専門高校における職業教育振興を打ち出しているにも拘わらず、教育費は削減されている。削減の理由や経緯に関してはさらに詳細な調査が必要であるけれども、交付金の使途は教育委員会の取り扱いを超えており、審議会の意向や方針が及ばないことは十分推測できる。産業教育振興のためには、いまこそ地方自治体独自の行財政の理念とシステム構築が望まれる。

## ④地方自治体における職業教育の可能性

「三位一体の改革」において従来の国庫補助は、地方交付税による代替をもって維持することとなっている。いわば地方の財源が「紐付き」から「自由化」したとみることができる。教育費は設置者負担主義、地方分権主義が原則であり、今回の制度改革は国の統制や制約から免れ、地方自治体の主体的・自立的な行財政制度確立の契機と捉え、高校職業教育の物的教育条

件整備が地方自治体の責任の下、発展することを期待できる。

## ⑤戦後の職業教育行財政の大きな転換

三位一体の改革は産業教育振興法を改正し、戦後の高校職業教育行財政制度の抜本的な改革と位置づけられる。この改革は地方自治体の裁量権を発揮できる可能性を生じさせ、その意味では、地方分権化を推進するひとつの取り組みとなっている。その一方で、職業教育費の削減や他の費目への転用も自治体の判断によって行えるために、職業教育費としての財源が減少する可能性も同時に持ち合わせることとなった。

## ⑥今後の展開への注視

実際に調査した都府県においては、改革前の予算規模・事業内容が継承されており、大幅な変化は見られなかった。調査によって明らかになったことから見れば、これは当該自治体において今回の改革の趣旨及びその実際的な運用について理解が進んでおらず、実際の制度変更にまで至らなかったとみられる。今後も引き続き各自自治体の動向を調査すべきである。

本研究は科学研究費補助金基盤研究(C)平成21～23年度「三位一体改革後の高校職業教育行財政の設置者負担主義と国庫補助の関係に関する研究」(研究課題番号：21530839 研究代表者：佐藤史人)による研究成果の一部である。

謝辞 本研究を進めるにあたり、岐阜県の資料収集においては高橋伊佐夫氏ならびに佐々木亨氏の協力・指導を賜った。最後に記して謝意を表する。

## 注

- \* 1 文部省『産業教育七十年史』雇用問題研究会 p.396 1956年
- \* 2 産業教育協会編『産業教育振興法の解説』中央社 p.137 1951年
- \* 3 原正敏「産業教育振興法」『教育学事典』労働旬報社 p.336 1998年
- \* 4 同協会や全国工業高等学校長協会の取り組みでは、毎年産業教育振興のための提言をしている。この提言を見ても、産振法改正に対する直接の反応は見られず、制度変更に対する見解も表されていない。
- \* 5 産振法制定のねらいはいくつかあるが、その内最も重要視されていたのが、財源の確保であった。詳細については拙稿「産業教育振興法の成立過程に関する実証的研究—戦後高校職業教育行財政研究の側面から—」(『産業教育学研究』第29巻第1号 p.53 1999年)を参照のこと。
- \* 6 中学校の産業教育に対する国庫補助規定は「施設又は設備」の両方をそのまま継承されることとなった。しかし、中学校における国庫補助を実効させるために必要な「政令で定める基準」は制定されておらず、事実上機能しないままである。
- \* 7 「産振法による高校職業教育の施設・設備に関する基準の変遷と産振法改正による産業教育費補助法制の変化」技術教育研究会「技術教育研究」別冊4号 p.82～90 2010年
- \* 8 岐阜県「平成21年度予算明細説明書」による。